

NOSA | 鳥取では令和4年8月から 「農業用ドローン」が 農機具共済に加入できます

農業用ドローンの普及を踏まえ、農機具共済の目的に農業用ドローンが追加されました。

1. 農機具共済における農業用ドローンの定義

機体: 回転翼がマルチコプター型のドローン

用途: 農業目的に使用するもの

※農業目的 = 農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシング

※趣味的な空撮などが目的のドローンは加入できません。



マルチコプター=3つ以上の
プロペラがついたもの

2. 共済目的の範囲

機体及び通信機器、コントローラー、バッテリーなどの装置一式

3. 加入の条件

航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた所有者(操縦者)及び機体

※令和4年6月20日より、重量(本体+バッテリー)が100g以上の機体は「無人航空機」の取扱いとなり、航空法の規制対象になります。また、機体登録も義務化されました。

4. 責任開始及び責任期間

掛金等の納入のあった日の午後4時から、1年間



5. 共済掛金等(目安)

共済金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
掛金	31,884円	63,768円	95,652円	127,536円	159,420円

※1年間の掛金となります。

※掛け捨て型で、無事故等による払い戻しはありません。

ドローンを飛行させる場合は「安全な飛行のためのガイドライン」を守りましょう

6.対象となる事故

- ①火災等、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害
- ②衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、飛行中の事故
- ③格納中の台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これに類する自然災害(注1 地震及び噴火並びにこれらによる津波及び落雷による損害を除く)

注1 地震、噴火及び津波が原因の事故については、地震等担保特約の付帯が無いと災害共済金はお支払いできません。

7.補償する費用

部品代

+

工賃

+

引上げ・引起し料

+

運搬費

※加入されたドローンの修理代又は買換え費用が対象です。

※操縦者及び補助者のケガ等の補償、対人、対物への補償はありません。

8.支払責任のない損害

1. 国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害(ただし、当該承認の必要が無い機体又は操縦者による損害は除く)
2. ローターまたはブレードに単独に生じた損害
3. バッテリー単独に生じた損害
4. 機体の燃料不足、またはエンジンオイル不足によって生じた損害
5. 機体及び通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
6. 操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
7. 操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
8. 夜間における目視外飛行又は無灯火飛行によって生じた損害
9. 補助者を配置しない飛行によって生じた損害(ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く)
10. 故意、または重大な過失、共済金取得を目的とした損害。
11. 機械的な欠陥、冷却水等の凍結、磨滅、腐食、サビ、自然消滅等によって生じた損害。
12. 消耗品のみに生じた損害。(定期交換など)
13. 地震、津波、噴火によって生じた損害。(地震担保特約に付していないもの)
14. 損害額の認定ができない場合。(共済事故の確認ができないもの)

15. 修理しないで、そのままに放置され、復旧しない場合。(買い替える時は除く)
16. 損害額が農機具の価格の5%または10,000円のいずれか少ない額に満たないとき。
17. 第三者の行為によって生じた場合で、損害賠償金等を全額取得したとき。
18. 農作業以外の目的による事故

※1は、国土交通省の飛行承認を引受けの条件としていることから、これを履行しない場合は全部免責になります。

※2、3及び12は、消耗部品のみが生じた損害のため全部免責になります。

※4及び5は、飛行中のリスクを担保するにあたり、飛行前の最低限必要な点検を怠ったことにより全部免責になります。

※6及び7は、事故の立証が困難なことにより全部免責になります。

※8及び9は、明らかに事故リスクの高い飛行形態において、国土交通省の「無人航空機飛行マニュアル」が規定する「安全を確保するための必要な体制」を怠ったことにより全部免責になります。

9. 共済金のお支払い

飛行中の事故等によって発生した損害

$$\text{共済金の額} = \frac{\text{損害の額 (免責後)}}{\text{新調達価格}} \times \text{共済金額}$$

※損害の額(免責後)が新調達価格の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合は、災害共済金はお支払いできません。

10. その他

1. ドローンの入れ替えをしたときはご連絡ください

共済事故が発生した際に、加入登録のあるドローンでないと、災害共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

農機具共済に加入しているドローンを入れ替えしたときは、最寄りの支所へご連絡ください。

2. 事故が発生した場合

災害共済金の支払いの対象となる事故が発生した場合は、遅滞なく、組合に連絡してください。連絡が遅れると、免責の対象になります。

3. 復旧義務

共済事故が発生した場合、1年以内に損害を復旧することが条件です。

➤ 免責基準表

免責事由	免責割合
格納中以外の事故	10%又は10万円のいずれか少ない額
事故回数(2回目)	30%
事故回数(3回目以上)	60%
事故発生通知の遅延(1か月以上)	10%～70%

※事故回数は、同一機体で引受期間以内に2回以上の事故になります。

お問い合わせは、最寄りの各支所までお願いします。

お問い合わせは

鳥取県農業共済組合 東部支所

〒680 - 0905 鳥取市賀露町4074番地

フリーダイヤル:0120 - 031870

TEL:0857 - 37 - 3301

FAX:0857 - 37 - 3302



お問い合わせは

鳥取県農業共済組合 中部支所

〒689 - 2202 東伯郡北栄町東園271

フリーダイヤル:0120 - 031180

TEL:0858 - 37 - 5252

FAX:0858 - 37 - 5025



お問い合わせは

鳥取県農業共済組合 西部支所

〒683 - 0004 米子市上福原658-1

ノースイキュニ

フリーダイヤル:0120 - 031492

TEL:0859 - 22 - 1001

FAX:0859 - 22 - 1094

